

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

パソコン税制の適用対象資産

Q：平成11年度の税制改正で創設される「情報通信機器の即時償却制度（パソコン税制）」の対象となるのは、どのような資産ですか。

A：パソコンをはじめデジタル複写機、メモリー送受信機能付普通紙FAXなどです。

【解説】

平成11年度の改正では、1年限りの臨時措置として取得価額100万円未満の一定の情報通信機器について、取得価額全額の即時償却を認める「情報通信機器の即時償却制度」が創設されることになりました。

この制度の対象となる情報通信機器は、①電子計算機、②デジタル複写機、③メモリー送受信機能付普通紙ファクシミリ、④デジタル構内交換設備、⑤デジタルボタン電話設備、⑥電子ファイリング設備、⑦マイクロファイル設備、⑧ICカード利用設備の8設備となる見込みです。

これら8設備は、すべて「中小企業投資促進税制」の適用対象資産にもなっています。中小企業投資促進税制には、7%の税額控除が設けられていますから、税額控除を選択した場合には長期的な節税になるでしょう。逆に、早期償却の点からはパソコン税制の方が有利になります。

また、10年度の改正で「3年一括償却制度」も創設されています。3年一括償却資産は固定資産税の課税客体になりませんが、パソコン税制の対象資産は課税客体となります。どの制度が一番有利か検討してみてください。

